平成２９年（フ）第４４６号
新潟市西区五十嵐中島１丁目３番24号
債務者　松岡　　力
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８０号
新潟市南区白根水道町11番１－３号、前住所新潟県上越市栄町１番28号　エクセレント桜花102号
債務者　齋藤　和輝
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２号
新潟市江南区諏訪３丁目６番14号、前住所新潟市中央区高美町６番３号
債務者　金野　良美（旧姓涌井・丸山）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２３号
新潟市西区小針西１丁目１番15―13号
債務者　近藤　雅樹
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２６号
新潟市西区内野潟端2090　ショートステイうちの桜園、住民票上の住所新潟市中央区古町通４番町643番地　古町ツインタワーハイツＡ402
債務者　三國　節子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３６号
新潟市東区竹尾３丁目23番33号　プロパティ竹尾203号
債務者　曽我　幸司
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４４号
新潟市中央区堀之内南２丁目15番18号　シャトレーゼ堀之内102号
債務者　坂上　藤一
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５２号
金沢市保古３丁目186番地１　アルバ203号、従前の住所福岡県久留米市田主丸町地徳2142番地２
債務者　川口千恵美
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２号
石川県白山市明光３丁目66番地
債務者　山岸　翔悟
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１２号
長野県上田市蒼久保835番地５
債務者　寺島　達郎
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２２２号
静岡県富士市入山瀬483番地の２
債務者　村上　友香（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１７００号
愛知県知多市南巽が丘１丁目74番地
債務者　稲垣　朱美
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９２号
名古屋市熱田区伝馬３丁目２番17号　インテリジェント神宮３Ｅ号
債務者　大谷　和子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４４号
名古屋市南区道徳新町６丁目17番地　メゾン橘303号
債務者　山崎　　昇
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２５号
兵庫県伊丹市北野６丁目４番地サントピア伊丹グランディール404号
債務者　大下真奈美（旧姓田岡・小松）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
兵庫県加古川市別府町別府835番地の１　マンハイム加古川406号
債務者　福山　和枝
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部